

労働審判法

(平成一六年五月一二日法律第四五号)

一、提案理由(平成一六年三月一九日・衆議院法務委員会)

野沢国務大臣

……………(略)……………

最後に、労働審判法案について、その趣旨を御説明いたします。

社会経済情勢の変化に伴い、個々の労働者と事業主との間における労働関係に関する民事紛争が増加しており、その迅速かつ適正な解決を図ることが求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、個別の労働関係に関する民事紛争について、地方裁判所における手続として、労働審判手続を設けることにより、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、労働審判手続は、裁判官である労働審判官一名及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する労働審判員二名で組織する労働審判委員会が、事件を審理し、調停による解決を試みつつ、当事者間の権利関係を踏まえて事案の実情に即した解決をするために必要な審判を行う手続としております。

第二に、労働審判手続においては、特別の事情がある場合を除き、三回以内の期日において迅速に審理を終結するものとしております。

第三に、調停が成立しない場合には、労働審判委員会は、審理の結果認められる当事者間の権利関係及び労働審判手続の経過を踏まえて労働審判を行うものとするとともに、労働審判委員会は、事案の性質上、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないとき、労働審判を行わずに事件を終了させることができるものとしております。

第四に、当事者は、労働審判に対し、二週間以内に異議の申し立てをすることができるものとし、異議の申し立てがあったときは、労働審判はその効力を失うとともに、労働審判手続の申し立てに係る請求については、労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があったものとみなすものとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、各法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成一六年三月三日)

柳本卓治君 ただいま議題となりました各法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

最後に、労働審判法案は、個別労働関係事件について、簡易迅速な紛争解決制度として、裁判官及び労働関係専門家が審理し、調停による解決を試みる労働審判制度を導入

するため、所要の法整備を行うものであります。

各案は、去る十六日本委員会に付託され、十九日野沢法務大臣から各案の提案理由の説明を聴取し、まず、知的財産高等裁判所設置法案及び裁判所法等の一部を改正する法律案について質疑を行い、二十三日各案について質疑を行い、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、労働審判法案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月二三日）

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 労働審判制度の趣旨は、近年の労働関係事件の増加に適切に対応し、専門的知識をいかした迅速・適正な紛争解決の促進にあることを、広く国民に周知徹底し、その利用促進に努めること。
- 二 労働審判員の任命手続については、公正性と中立性を確保し、その研修については、必要かつ十分な措置を講じるよう努めること。
- 三 労働審判制度の実施状況などを踏まえて、将来、必要があれば、労働裁判に労使関係の専門家が参画する環境整備などの状況を見て、労働参審制の導入の可否について検討すること。

三、参議院法務委員長報告（平成一六年四月二八日）

山本保君 ただいま議題となりました労働審判法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、企業組織の再編や人事労務管理の個別化の進展等に伴い、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する民事紛争が増加していることにかんがみ、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図るため、裁判官及び労働関係に関する専門的知識、経験を有する者で組織する委員会が行う労働審判の制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、各種の労働紛争解決手段に加え本制度を導入することの意義、労働審判員に人材を得るための選任方法、労働審判員に対する教育、研修の在り方、本制度の利便性についての周知徹底等について質疑が行われ、また、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月二七日）

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべ

きである。

- 一 労働審判制度が、近年の個別労働関係事件の増加に適切に対応し、労使関係の専門的知識経験を生かした迅速・適正な紛争解決の促進を図る見地から導入されたことにかんがみ、制度の目的、内容、手続等について広く国民に周知徹底し、その利用促進に努めること。
- 二 労働審判員の任命については、公正性と中立性を確保し、労使関係に十分通じた適任者を選任するとともに、その資質・能力の向上を図るため適切な教育・研修が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めること。
- 三 労働審判手続の実施については、労働審判員の確保の状況及び労働審判手続の状況等を見極めつつ、国民の制度利用に支障を生じないように、必要な体制整備に努めること。
- 四 労働審判制度の実施状況等を踏まえ、将来、関係者の意見を聴きつつ必要に応じ、訴訟手続に労使関係の専門家が参画する労働参審制に関し、導入の当否について検討すること。

右決議する。